

地域包括支援センターの増設と日常生活圏域の再編について

1. これまでの経過

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、中学校区を単位として5地域に区分した日常生活圏域を設定し、各圏域の中核機関となる地域包括支援センター（以下、「センター」とする）を平成18年4月から順次設置してきており、現在3箇所のセンターが業務を行っています。

- 平成18年4月 「城陽市地域包括支援センター」設置（市内全圏域対象）
（※平成31年4月に「城陽市中部地域包括支援センター」へ名称変更）
- 平成29年1月 「城陽市西部地域包括支援センター」設置
（西城陽中圏域担当）
- 4月 「城陽市北部地域包括支援センターひだまり」設置
（北城陽中圏域担当）

2. 現状

現在、3箇所のセンターを設置していますが、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、各センターとも業務量が増加傾向にあります。

中でも、中部地域包括支援センターが担当する東城陽中圏域は、同センターが担当する3圏域（東城陽中・城陽中・南城陽中）の中でも、最も高齢者人口が多く、今後も業務量が増えることが見込まれます。

また、西城陽中圏域を担当する西部地域包括支援センターについては、今池小学校区と富野小学校区の境界付近にあり、富野小学校区の市民は、近くに西部地域包括支援センターがあるにも関わらず、中部地域包括支援センターが担当になるという立地上の課題があります。

これらの課題を解決するため、令和6年3月に策定した城陽市高齢者保健福祉計画・第9期城陽市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）において、「地域包括支援センターの体制をより充実できるよう地域の高齢化率等の状況を踏まえ、新たな地域包括支援センターの増設や日常生活圏域の再編の検討等により、課題解決に向けた取組を進めます。」と記載しているところです。

3. 設置の考え方

設置にあたっては、センターの業務の性質上、以下の要件を満たすことが必要となります。

- ①設置予定圏域において、介護保険サービス事業を実施していること
- ②設置予定圏域において、相談業務の経験や地域に根ざした十分な経験の実績があること
- ③設置予定圏域において、在宅介護支援センターを設置している者か、医療法人、社会福祉法人であること

4. 東城陽中圏域での設置について

上記の要件に基づき、同圏域内で条件を満たす法人と協議をすすめ、受託法人を医療法人社団コクラ医院とする予定としました。

5. 日常生活圏域の再編について

現在の日常生活圏域は、中学校区を単位として設定しています。

しかし、2. 現状のとおり、立地に課題があり、また、現在の中部地域包括支援センターが広範囲をカバーするなど、業務効率上も課題があります。

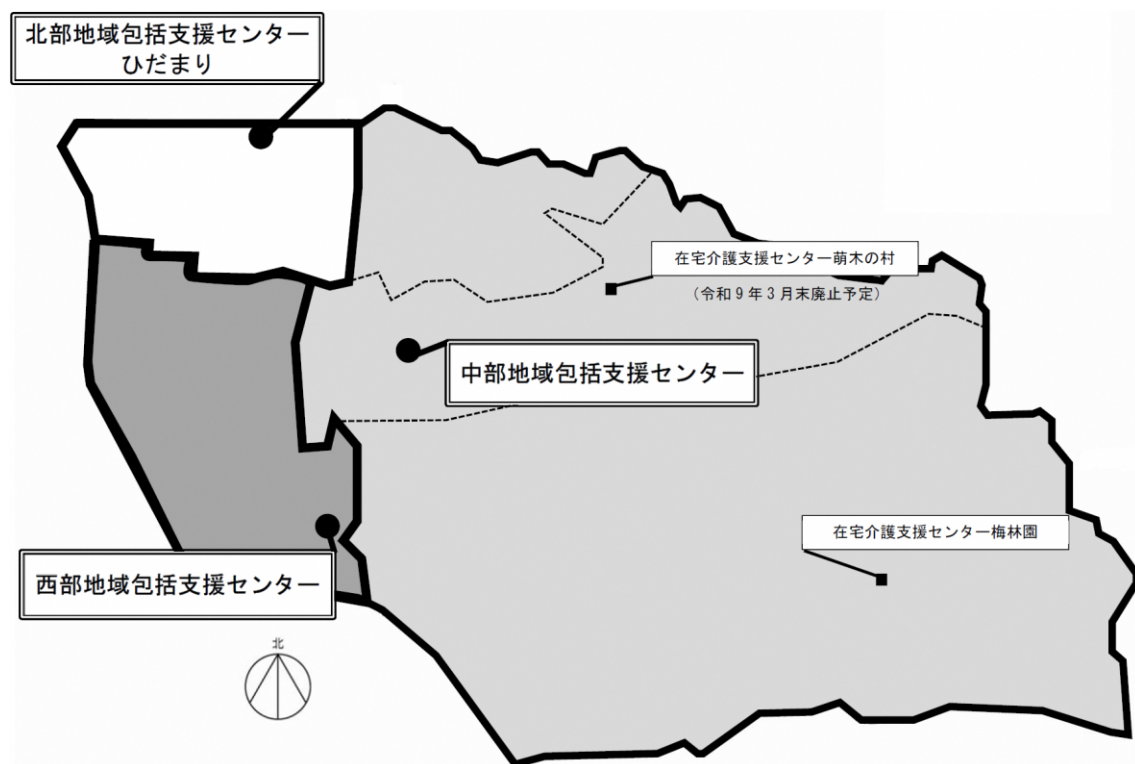
このため、今回の新たなセンターの設置にあわせて、中学校区での日常生活圏域の設定を見直し、小学校区を単位とした日常生活圏域へ再編します。

これらにより、令和9年4月以降のセンターの設置状況は以下のとおりとなります。

	中部地域包括支援センター	西部地域包括支援センター	北部地域包括支援センター ひだまり	(仮称) 東部地域包括支援センター
住所	寺田水度坂 130 鴻の巣会館内	富野西垣内 1-19	平川浜道裏 20-1 ひだまり平川内	久世下大谷 18-134
運営法人	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会		社会福祉法人 城陽福祉会	医療法人社団 コクラ医院
開所日	平成 18 年 4 月	平成 29 年 1 月	平成 29 年 4 月	令和 9 年 4 月 (予定)
担当小学校区	寺田・寺田南・ 寺田西	今池・富野・青 谷	久津川・古川	久世・深谷

日常生活圏域の概要イメージ

【再編前】



【再編後】

